

**2027年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託
企画提案募集要領**

1 募集の趣旨

県では、2027年国際園芸博覧会での催事などを通じて、来場者がその参加体験を一人ひとりの記憶に深く刻み込み、それぞれの行動や地域での活動等につなげていくことで、未来へのレガシーとしていくことをめざしている。

本業務は、神奈川が誇る魅力を積極的に発信し、国際的な博覧会の開催県として世界との交流を深め、地域の一層の発展につなげる催事を実施するため、企画等業務に係る事業者を募集する。

2 委託業務名

2027年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託

3 委託内容

別添「2027年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託仕様書」のとおり

4 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託料上限額

7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務実施要件

(1) 応募資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 本募集要領に示す業務を履行する能力を有すること。
- エ 過去に大規模な国際的イベントの事業に係る実績があること。又は、それと同等の業務遂行能力を有すること。
- オ エの実績として挙げた、催事の企画開催に携わった経験を有する者を配置することができ、実施目的に沿った事業運営が可能な者であること。
- カ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- キ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）していること。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。) でないこと。

ケ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

コ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

サ 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。

(2) その他

ア グループを組むなど複数による応募も可とします。

イ グループで応募する場合は、代表する法人又は個人を定めてください。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

7 スケジュール

質問書受付期間	令和7年3月4日(火)から3月13日(木)まで
質問書への回答期限	令和7年3月18日(火)
企画提案書提出期限	令和7年4月2日(水)
審査会開催日	令和7年4月23日(水)又は24日(木)(予定)
審査結果の通知	令和7年4月下旬(予定)

8 参加手続

企画提案書等関係書類を提出してください。なお、この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

(1) 質問書の提出及び回答

ア 提出期限

令和7年3月13日(木)17時まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式2)を、農業振興課へ電子メールで送信してください。

なお、誤送信等の事故を防ぐため送信後、電話で送信した旨を御連絡ください。

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、令和7年3月18日(火)までに全ての質問書の提出者に対して、「質問書」(様式2)に記載の連絡先に電子メールにて行います。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年4月2日(水)17時まで(必着)

イ 提出方法

必要な提出書類を農業振興課へ郵送又は持参してください。

ウ 提出書類

- (ア) 2027年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託企画提案書（様式3）
- (イ) 事業者の概要に関する調書（様式4）
- (ウ) 類似事業に関する業務実績（様式5）
- (エ) 事業実施に関する企画書（様式6）
- (オ) 業務実施体制（様式7）
- (カ) 見積書（様式8、8-2）

エ 提出部数 7部（1部正本、残り6部は複写でも可）

※ 必要要件が的確にわかる既存資料があれば、各様式に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料（A4判10枚以内）を添付することも可とします。

9 審査方法

応募のあった提案事業について、書類審査を行ったうえ、プレゼンテーションによる審査を行います。

書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の実施日時及び場所は、別途、令和7年4月7日（月）までに、2027年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託企画提案書（様式3）に記載の連絡先にお知らせします。

(1) 書類審査

提出された企画提案書について、次の項目により書類審査を行います。書類審査の結果、次のすべてを満たしている提案について、プレゼンテーション審査を実施します。

- ア 参加資格要件を満たしていること。
- イ 提案価格が予定価格以下であること。
- ウ 提案内容が仕様書の要件を満たしていること。
- エ 提案価格の算出方法に誤りがないこと。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した提案について、提案者にプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、プレゼンテーションに要する経費、機器（プロジェクター及びスクリーン以外）は提案者の負担となります。

(3) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 見積額が5に記載の上限額を超えるもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 応募資格のないもの

(4) 審査結果の通知

令和7年4月下旬（予定）に結果を通知します。

10 契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者（複数法人グループによる提案の場合には代表法人）と、随意契約により本業務委託の契約手続を行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合に、契約締結となります。

なお、契約締結は企画提案時における見積書を基に行いますので、協議に伴う見積額の変更は原則としてないものとします。（協議の際に提案内容の一部を変更する場合を除く。）

- (3) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更等については必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。
- (4) 選定された提案者との協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続を行います。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第 18 条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案募集の参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、再提出及び補足書類の提出は認めません。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、審査以外の目的には無断で使用しません。
- (5) 発注者が、企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (6) 本事業は、令和 7 年度神奈川県当初予算において、事業予算が措置された場合にのみ、事業化される停止条件付きの公募です。予算が成立しない場合には、提案を公募したにとどまり、効力は発生しません。

12 問合せ先・提出先

〒231-8588 （住所の記載を省略できます。）

横浜市中区日本大通1（神奈川県庁新庁舎3階）

農業振興課 国際園芸博覧会推進グループ 担当 高橋

電話 045-285-0339（直）

E-mail hanahaku.tu3k@pref.kanagawa.lg.jp

受付時間 9時～12時、13時～17時（平日）